

使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら



Q1 いつからですか？

A1 **令和8年4月1日**です。

Q2 対象の施設はどこですか？

A2 次の施設です。

小江原近隣公園庭球場	香焼総合公園庭球場	えがわ運動公園庭球場
琴海中部運動公園庭球場	長崎市さくらの里庭球場	

Q3 金額はどうか変わりますか？

A3 次のとおりです。

区分	改正前（現在）	改正後
一般	2時間 419円	1時間 410円
小中高生	2時間 209円	

※小中高生は一般と統一します。

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

Q4 なぜ使用料をあげるのですか？

A4 原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補っています。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。皆様のご理解をお願い申し上げます。

受益者による負担の原則とは？

『税金から補う』ということは、施設を使わない人を含めたすべての市民で負担するということです。施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するために使用料を改定いたします。



(問い合わせ先) 長崎市土木総務課
☎ 095-829-1162 (直通)